

第 1 回「労働法の概要」

2024.04.10. 佐藤

本日の目的

- 1.労働法のアウトラインを知る
- 2.講義方法を理解する

本日の課題：提出物はなし

* 実定労働法の分野別法律

| | | (a)労働団体系 | (b)労働保護法 | (c)雇用保障法 |
|-------------|----|--|---|---|
| (1)民間 | | 労働組合法 (旧：1945.12.22 現：1949.06.01) 労働関係調整法 (1946.09.27) | 労働基準法 (1947.04.07) 労働契約法 (2008.04.01) その他 | 労働施策総合推進法 (雇対法 1969.07.21 現:2018.07.06) 雇用保険法 (1975.04.01) その他 |
| (2)公的 現業 | 国 | 行政執行法人労働関係法 (公労法：1948.12.20 行執労法：2015.04.01) | ○ (全面適用) | |
| | 地方 | 地方公営企業労働関係法 (1952.07.31) | ○ (全面適用) | |
| (3)一般 公務 | 国 | 国家公務員法 (1947.10.21) | X (適用なし) | |
| | 地方 | 地方公務員法 (1950.12.13) | △ (原則適用... 一部適用なし) | |

- * 公共企業体等労働関係法 (1948)：二公社六現業
 →三公社 (国鉄・専売・電電) 五現業 (郵便・国有林野・印刷・造幣・アルコール専売)
 →国営企業労働関係法 (1987) →国営企業・特定独立法人労働関係法 (2001)
 →特定独立法人等労働関係法 (2003) →2007 郵政民営化→「等」削除 (2013)
 →行政執行法人労働関係法 (2015)

[教科書：講義前半「労働団体系」]

名古屋功・吉田美喜夫・根本到編『労働法 I』 (2018 年、法律文化社)

[参考書]

- 西谷敏『労働組合法 第 3 版』 (2012 年、有斐閣)
 『労働判例百選 (第 10 版)』別冊ジュリスト (2022 年、有斐閣)
 『労働法の争点 (第四版)』ジュリスト増刊 (2014 年、有斐閣)

* 以下は今回はなし（次週から開始）

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関わる問題への解答
- 2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解
*用語註：「テーマ」とは、基礎演習 I テキストにあるように、問題の「エリア」
「論点」とは、基礎演習 I テキストにある、「トピック」をさす。
なお、基礎演習 I テキストは、用語が厳密には統一して使用されていない箇所がある
- 3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他
* どの項目についての記述であるのか明記すること。

* 採点基準

毎回、10 点満点で採点する。

1) は、設問が 2 題、各 2 点満点で計 4 点。

採点基準、○(2 点)→正解、△(1 点)→正解に関連はしている、×(0 点)→不正解

2) は、設問が a) から c) までの 3 題、各 2 点満点で計 6 点。

採点基準、◎(2 点)→excellent、○(2 点)→good、△(1 点)→fair、×(0 点)→poor

| | ◎ | ○ | △ | × |
|----|------------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
| a) | 自らの表現で記述できている | 説明して論点が記述できている | Yes/No で論点が記述できている | 記述がない、無関係の記述、事実上記述ない |
| b) | 関連法律・判例の論理的連関が記述できている | 関連法律・判例が内容も含めて記述できている | 不足がある | 記述がない、無関係の記述、事実上記述ない |
| c) | ○に加え、他説への批判も含めて記述できている | 諸説の内容・論拠記述できている | 不足がある | 記述がない、無関係の記述、事実上記述ない |

3) は、採点の対象にはしない。

* 点数は manaba+R で見ることができる。

しかし、重要なのは点数そのものではなく、誤りあるいは不十分点の確認である
なお、採点あるいは manaba+R への入力ミスがあれば申し出てください。

[次回講義への Reading Assignment]

- * 最初の講義で全回の（あるいは一定程度早い段階で）assignment を提示すれば、受講生も学習計画を立てやすくなるだろうが、assignment は毎年変わるものであるし、私の準備の都合もあるので、その都度、次回講義の assignment を提示する形にする。
- * 次回講義の「自己点検」の際に、Reading Assignment に関わる設問を出すので、それに解答すること（→成績評価の一要素とする）。
- * assignment の論文は、本来は受講生各自が図書館で見つけるべきものであるが、assignment の習慣が定着していない現状の下では私が印刷して配布する形態とする。ただし、300 部程度を越える印刷の場合には、教育目的であっても著作権上の問題が発生するとする見解もあるので、受講者が多数の場合には配布できない。また、講義欠席者が assignment の論文を私に求めることもあるが対応するつもりはない。欠席者は自ら図書館で取得すること。

次回講義タイトル：「労働団体法 ①総論 A：日本の労使関係」

講義テーマ：企業別組合＝「御用組合」と考えてよいのだろうか

教科書の該当部分：直接の関連部分はない

Reading Assignment：今回はなし

* 講義受講上の注意

1. 大学の講義とは

- 1) 教養講演会ではない：知識を得ることだけではなく、考える力を得ることが目的
- 2) 受講態度：受け身では何の意味もなく、考えながら聞かなければならない
→ ノートをとることは単なる事務作業であって学問とは無関係
← この姿勢を涵養するための援助として、自己点検用紙の提出を求める
- 3) 自己点検について
 1. 講義への能動的出席を援助するための措置
 2. 講義日を刷り込んだ用紙を使用すること。それ以外の用紙は認めない。
 3. 自己点検項目 1), 2) も成績評価要素。一発逆転試験（定期試験）も実施するが逆転はない。
 4. 提出された用紙は次回講義開始前に返却する。それ以外では返却しない。
 5. 点数は manaba + R に上げておく。点数の誤りについては即座に申し出ること。
- 4) 講義出席が必須
 - ・ 講義に出ず、教科書・参考書で勉強して力がつくことは絶対にありえない
 - ・ 形式的にも、「大学設置基準」により講義欠席学生に単位認定はできない。

*** 講義に欠席した者は、次回までに、自らの責任で資料の取得や教科書の該当箇所の勉強などによって、回復しておくこと**

5) 課題請求

1. 何らかの理由によって、自己点検用紙が提出できない場合には、所定の課題請求届を講義の場で私まで(事務室ではない)提出し、私から課題と課題提出用紙を受け取ること。
2. 課題請求届は、私の WebSite(<http://www.ritsumeai.ac.jp/~satokei>)に置いてあるので、A4 でプリントアウトして使用すること。
3. 請求は、事前にわかっている場合には事前に、そうでない場合には事後速やかに行うこと。
4. 課題は、原則として課題提出用紙を受け取った次の講義で提出すること
それが困難な場合には、なるべく早く提出すること。
5. 最終講義(第 30 回講義)については、事後の課題請求はできない(事前は可能)。

6) 講義欠席について

1. 大学設置基準上、欠席者に単位を出すことはできない
*** 一度でも欠席した者には形式要件を欠くので単位を出すことはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、私の判断で若干の欠席を認めることもある。**
2. 課題が必要であれば、5) の手続をとること。
3. 課外活動と教育・介護実習の場合にも、同様の対処をとること（整理の都合）。
その際に、「試合等参加証明証」や「公欠届」も添付すること。

7) 質問について

1. 質問・意見表明は、e-mail を活用してもらいたい。 satokei@law.ritsumeai.ac.jp
2. ただし、多忙で時間でとれないため、即座に解答することは難しい。
3. 講義の中で話したこと、話す予定のこと、自体を繰り返し聞くような質問には回答しない

2. 講義の進め方の具体的な注意

- 1) 講義の進め方：スライドに基づいて進める。一回の講義で一話完結させる方式で話す。
- 2) 配布資料とは何か
 1. 配布資料とは、講義を実際に聞く際に、話の全体像と、その中に置ける現在話している事項の位置を理解するためのもの。講義を聞かずに、配布資料を読むだけで内容を理解することは絶対に不可能。なお、レジユメの配布はやめた。
 2. あくまで講義が主で、配布資料は従の存在。
 3. 配布資料は、講義の最初に配布する。欠席者はもとより遅刻者には配布しない。
 4. 配布資料を紛失した者用に、私の WebPage (<http://www.ritsumeai.ac.jp/~satokei>) に置いておくが、著作権の関係で資料を掲載することはできない。
 5. データ等も、私の WebSite の「社会法資料集」においている。

3) ノートのとり方

1. 大判のノートを使い、資料に書き込んではいけない。
2. ノートをとるべき要点は、自己点検項目（試験問題と同じ）である。
3. 概念のメモではなく、論理的展開がわかるようにノートをとること。
cf. 論述式の試験に答えられない理由
4. ノートは贅沢に使うこと

4) 飲み物の持ち込みは可能。

ただし、他人の迷惑にならないようにすること。具体的には、臭いのあるものはダメ、蓋つきのものにする、等。

3. 毎回の講義の進め方

0) 最初 10 分程度で、reading assignment に関する設問に解答する

- 1) まず、最近の紛争を提示して、テーマのイメージをもってもらおう→論点の抽出へ
- 2) 次に、問題の背景となっている法状況について概括的に説明する
- 3) そして、具体的論点に対する考え方の筋（諸説）を提示する
- 4) 最後の 10 分程度で、自己点検を記入し提出する
- 5) みなさん自身がどのように考えたかについては、試験の場で表明してもらおう
自己点検用紙への記載は不要(自由記述欄に記述することは自由)

4. 講義計画

| | | | | |
|------|--------|------------------------|----------|-------------|
| 4/10 | 第 01 回 | 労働法の概要 | | |
| /11 | 第 02 回 | 労働団体法 | ①総論 | A: 日本の労使関係 |
| /17 | 第 03 回 | | | B: 労働基本権 |
| /18 | 第 04 回 | | ②労働組合 | A: 労働組合組織 |
| /24 | 第 05 回 | | | B: 組合と組合員 |
| /25 | 第 06 回 | | ③組合活動 | A: 便宜供与 |
| 5/01 | 第 07 回 | | | B: 日常活動 |
| /02 | 第 08 回 | | ④団体交渉 | A: 並存組合 |
| /08 | 第 09 回 | | | B: 要件 |
| /09 | 第 10 回 | | ⑤労働協約 | A: 効力 |
| /15 | 第 11 回 | | | B: 終了 |
| /16 | 第 12 回 | | ⑥争議行為 | |
| /22 | 第 13 回 | | ⑦不当労働行為 | |
| /23 | 第 14 回 | 労働団体法のまとめと中間試験 | | |
| /29 | 第 15 回 | 答案返却と解説/労働保護法の変容・働き方改革 | | |
| /30 | 第 16 回 | 労働保護法 | ①総論 | A. 労働者と使用者 |
| 6/05 | 第 17 回 | | | B. 市民的権利 |
| /06 | 第 18 回 | | | C. 性差別禁止 |
| /12 | 第 19 回 | | ②労働契約 | A. 締結 |
| /13 | 第 20 回 | | | B. 変更 |
| /19 | 第 21 回 | | | C. 終了 |
| /20 | 第 22 回 | | ③労働条件 | A. 賃金・福利厚生 |
| /26 | 第 23 回 | | | B. 労働時間 |
| /27 | 第 24 回 | | | C. 休息 |
| 7/03 | 第 25 回 | | ④職場環境 | A. 就業規則と懲戒 |
| /04 | 第 26 回 | | | B. 労働災害と過労死 |
| /10 | 第 27 回 | | | C. ハラスメント |
| /11 | 第 28 回 | | ⑤多様な就業形態 | A. パートタイマー |
| /17 | 第 29 回 | | | B. 派遣 |
| /18 | 第 30 回 | | ⑦労働基準監督 | |
| /未定 | | 定期試験 | | |

「デキル人のノートの取り方」

2013.05.08. 佐藤 敬二(法学部教授・学生部長)

はじめに

大学の講義でどのようにすれば使えるノートになるのかについて
20 数年、教員をやっている経験からのアドバイスです。

I. 基本編

* 初学者は、次の「II. 技術編」に目が行きがちですが、技術は、結局は個人にあったスタイルを探すしかないのも、もっともわかってほしいのは「I. 基礎編」の内容

Q1. なぜノートを取るのでしょうか。

A1. 使うため。

使えないノートに意味はありません。記録すべき知識は文献を読めばよいのですから。

4 月に書いたノートを読み返してほしい。

そのノートから講義内容が再現できますか?

できなければ、「良くないノート」。できれば、「良いノート」。

この講義が開講後 1 か月後に開かれることの意味は、次の経験をしたことによります。

1. 大学の講義を経験した
2. ノートをとって見た
3. 1 か月経っているのに講義は忘れた

1. 大学の講義と板書

高校までの授業とちがって内容の丁寧な板書はありません。

大講義だと、要点にかかわらず、聞き取りにくい単語の板書にすぎないことも多い
→板書をノートにとっても意味はないことがわかったでしょう。

要点をノートに取ろうと思っても、要点がわからない、と感じるでしょう。

それは、初めての学問内容なので当然です。

2. ノートの取り方

様々な技術があるし、結局は一人一人にあったものを探すしかありません。

以下に若干のノウハウ

3. 人の記憶

一時間で半分以下。一か月でほぼ消滅。長期記憶できるのはわずか(5%)です。

残っているわずかなものをもとに、再現するためにノートが必要なのです。

参考：エビングハウスの忘却曲線

20 分後、42%を忘却、58%を記憶。1 時間後、56%を忘却、44%を記憶。

1 日後、74%を忘却、26%を記憶。1 週間後、77%を忘却、23%を記憶。

1 ヶ月後、79%を忘却、21%を記憶。

Q2. 講義が再現できないのはなぜでしょう。

A2. 理解して書いていないからです。

ノートテイクの要点：「土の匂いのするノート」(川喜多二郎)

キーワードを記録するのは、覚えやすく再現しやすいためです。

しかし、学生の場合にはそうはなりません。基礎的知識がないからです。むしろ、事例として語られることをまとめておく。つまり、具体的イメージで記録すべきです。抽象的記述は、その具体的イメージを、一般化することで対処するのです。

Q3 再現性が大切ならば、録画や録音の方がいいでしょうか。

A3. 使えませんからダメです。

理由は、再生するのに同じ時間かかります。

仮に早送りしても、結局は要点がわからないので、メモをつくることになり、最初からノートをとっておくことと同じです。

なお、重要な講義であれば記録を残しておいて、後で、再現することはありえるでしょう。

しかし、その際には、録画・録音について教員の了解を得ることが必要です。

そこでないと、著作権侵害となります(詳しくは、次回講義します)。

Q4. レジюмеや資料に書き込むのはアリでしょうか。

A4. 初心者にはそれではナシです。

理由は、自分で理解する作業をしないままになってしまうからです。

実際には、安直にレジюмеや資料に書き込む人が多いのが現状です。

キーワードがレジюмеや資料に書いてあるので、同じことをノートに取るのは無駄だと思ってしまうようです。

Q5. 理解が間違っているのではないかと不安です。

A5. その可能性は高いです。

対策としては、内容確認のための質問をすることです。

小テストで確認してくれるような講義であればいいのですが。

追記(2014.04.01.)

Q6. 法律学の講義ノートの取り方の要点

A6. 論理展開がわかるようにノートをとること

私の講義では、

1.法的論点、2.その論点に関連する法(法律規定・判例)、

しかし当然、明文規定だけでは不明なので、解釈、3.諸解釈の紹介

(4.各自の意見(試験で表明)：諸解釈の一つを採用すること、その採用理由、不採用理由)

II. 技術編

1. 講義開始まで

講義の最初に全体を見渡すことが重要

- レジユメが配られた場合には、講義開始までに全体を見て構成を理解する
- ・教科書がある場合には、該当箇所に通しておくと、講義の全体像がわかる

2. 講義を聞く際のポイント

理解して、しっかり「聞く」

→ 理解には、自分の言葉で置き換えてみる必要がある

- ・「しっかり」には、**active listening**(積極的ヒアリング)を
次を予測して聞く、問題意識をもって聞く、疑問をもって聞く
- ・「聞く」技術

「まず」、「次いで」、「最後に」、といった全体の構成を示す言葉をヒントに
「つまり」は言い換え

事例は、概念理解に必要。重要でないとして聞くのをパスすると、理解できなくなる
今日の要点、言いたいこと、中心的な内容、等と言った場合には重要

3. メモの取り方

理解したことを書く

→ 論理展開がわかるようにメモする

- ・概念は、単語を書き写すのではなく、その意味内容を理解すること
- ・全体の構成がわかるようにメモをとる

4. ノートの構成方法

参考資料

5. 講義後

まとめる、補正する

→ そのためには、再現できるかどうかのチェックを

[参考資料]西浦先生「ノートテイキング」講義資料

形式の例: コーネル式ノート

| | | |
|--|--|----|
| タイトル: コーネル式ノート作成法 | | 日付 |
| ポイント欄 主な考え 質問 ヒント 図式 関係性 など 復習時に記入 | ノート欄 講義内容の記録 簡潔な文章、 簡略、記号を活用 箇条書き 要点 授業中に記入 | |
| まとめ欄 試験に参照できるように重要な点をまとめる。復習時に記入 | | |

その他いくつかの形式例

| | | | |
|------|-------------------|------|----|
| 左ページ | | 右ページ | |
| 板書 | まとめ 疑問 関連事項 | 見出 | 板書 |

| | | | |
|-----------|-----------|------|-----|
| 左ページ | | 右ページ | |
| 板書 | 板書 | 見出 | 板書 |
| まとめ 疑問 | まとめ 疑問 | まとめ | まとめ |

| | | | |
|------|-----|------|-----|
| 左ページ | | 右ページ | |
| テーマ | テーマ | 見出 | 板書 |
| 板書 | 板書 | 疑問 | 疑問 |
| まとめ | まとめ | まとめ | まとめ |

1 男女雇用平等

現在の男女の収入の差... 女性と男性の差!

<原因3>

① 女性は非正規の割合が5割... (男性は正規 70%~80%)

② 正社員と非正社員... 総合職・一般職

③ 正社員の職員の割合... 男女比率 5:5 定額賃金(課長: 女性/6)

2006年改正... 2006年別5 「間接差別」を防止する法律

「間接差別」とは... (例) 180cm以上が募集条件... 180cm以上は男性に多い

<3つの限定> ① 身長 体重 ② 全国共通... ③ 法律で教育と収入の差... 女性の7%...

A 間接差別... 考慮された方がよい。(あてはまる)

B 間接差別の視察を促す... (全国共通... 適用範囲)

C 女性の非正規という差別... (女性に占める正社員 70%~80%)

D 教育と収入の差... 適用範囲... 適用範囲

結局は男子と女子の収入の面では... 不平等である。これは、体格、体力、知識、思考面での差別だ。

備考

QRコード貼付欄

(横へつ)

<男女の雇用平等・間接差別>

3つの点

① 男女の雇用平等の実態

② どのようにしてなおすか

③ 今後どうするか(法律)

④ 男女の賃金の差について

男性の賃金が50万円だと... 女性は25万円

① 女性の被正社員の比率が高い

② 異なる雇用の(総合職・一般職) ← 女性はほとんどが一般職!! → 賃金が男性より低い

③ 正社員と総合職の中で課長は男性(多くの人はほとんどが男性)

④ 法律はどのように

2006年に間接差別に関する法律

① 身長、体重 ② 転勤にたいして ③ 省略

→ 未定とされているのは7%の女性の件!!

③ 今後の法律

A. 間接差別はなくなる... B. 25万円範囲を上げる

C. パートの女性と差別にはしない... D. 課長にたいしては女性差別である

→ 10-19歳の女性は7割も8割

この年齢層の差は「間接差別」なのではないか

間接差別とは...? 直接的な差別... 女性だからという理由... 間接差別... 女性だからという理由... 結果的に女性に不利に... 25%の差別

備考

QRコード貼付欄

(横へつ)